

服 装 規 程

第1条 服装頭髮は心の鏡である。生徒は、この規程にきめられた制服を正しく着用し、常に本校生徒としての誇りと自覚を持ち、清潔端正にし、華美に流れないようにしなければならない。（パーマや染色は厳禁する。）

第2条 異装を必要とする場合は、HRTの許可をもらい、生徒指導部より異装許可証をうけて、これを携帯しなければならない。

第3条 生徒の服装は次に掲げる基準によるものとする。尚、詳細については別に定める。

<男子服装>

品 名	形 式
カバン	学生カバンまたはスポーツバッグかリュック等を使用する。ただし、教科書・ノートの入る大きさとする。
上 衣	所定のチュニックとする。 襟には、右側に学年、左側に学科別襟章をつける。
ズボン	所定のもの。裾はシングルとする。
実習服	上衣、ズボン、帽子共に所定のものを着用する。
コート	華美にならないようにし形色も一般的なものとする。
上 靴	学年別を表示した所定のシューズ。
下 靴	通学には黒色、あるいは茶色短靴又は長靴で型は一般的なものを使用する。運動時は所定のシューズとする。
靴 下	華美でないもの。式典では白のソックス（ワンポイント可）を着用する。肌が露出する（くるぶしまでの）短いソックスは着用しない。

<女子服装>

品 名	形 式
上 衣	所定の形とする。左襟に校章・組章をつける。
スカー ト	所定の型とする。
コ ー ト レインコート	男子に準ずる。
靴 下	ストッキングは黒・ ソックスは白。
ネクタイ	所定のもの。
下 靴	男子に準ずる。
上 靴	男子に準ずる。
カ バ ン	男子に準ずる。
実 習 服	男子に準ずる。

第4条 校舎内外に於ては次の事項を守らなければならない。

- 1 制服を正しく着用する。
- 2 夏期服装は本校指定のものを着用する。
- 3 校舎内では所定の上靴をはき校外用履物を使用してはならない。
- 4 体育の授業には所定のトレーニング用上下衣を着用する。
- 5 許可なく授業中に実習服、トレーニング用衣、ジャンパー、コートを着用してはならない。
- 6 女子生徒は、10月水産デーより3月末日までは黒ストッキングを着用する。

第5条 夏期服装期間は、原則として6月1日より9月末日までとする。

第6条 服装指導は、随時行なう。指導を受けた者は、指定された日までに正しく直して登校するものとする。